

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興)	一	○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)	四
○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託 (産業拠点整備課)	一	○埼玉県条例第十六号中訂正 (市街地整備課)	六
○馬宮土地改良区の役員退任届 (さいたま農林)	二	○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	五
○県営土地改良事業下蒔田地区(中山間地域総合整備事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧 (農村整備課)	二	○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	五
○埼玉県景観計画の変更 (田園都市づくり課)	二	○埼玉県条例第十六号中訂正 (市街地整備課)	六
○小型双発ヘリコプター一機の製造請負に係る落札者公示 (会計課)	二		
○県道小前田児玉線の区域の変更 (本庄県土)	二		
○ " (熊谷県土)	三		
○県道幸手久喜線の区域の変更 (杉戸県土)	三		

告示

埼玉県告示第千三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年七月八日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人たすけ愛すぎと

- 三 代表者の氏名  
石山 町子

- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目三番六号NTTビル二階

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者、高齢者等及びその家族等日常生活を送る上で手助けが必要とする人に対し、近隣に住む手助けができる人が互いに協力して日常生活の支援を行い、障害があっても高齢になっても、生きがいを持って幸せに暮らせる豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十一年七月十七日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	川口市上青木三丁目十二番六十三号株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 柴崎 篤房	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第千三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年七月十七日

職名 浪江 孝平 さいたま市西区西遊馬六三三番地  
監事

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業下蒔田地区(中山より間地域総合整備事業)事業計画を変更し

間地域総合整備事業)事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 縦覧期間

平成二十一年七月二十一日から

平成二十一年八月十七日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

埼玉県告示第千三十四号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法(平成十六年法律第十号)第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部田園都市づくり課、埼玉県行田県土整備事務所及び騎西町産業建設課において縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

小型双発ヘリコプター 1機

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局公計課

調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区

高砂 3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年 5月15日

4 落札者の氏名及び住所

ユーロコプタージャパン株式会社

東京都港区南青山2丁目5番17号

5 落札金額

396,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年 4月 3日

平成二十一年七月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山 幸男

一 道路の種類 県道

二 路線名 小前田児玉線

三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	大里郡寄居町大字用土字柿林一五六〇番一地先から児玉郡美里町大字猪俣字向原一一六二番地先まで	区 間	九・〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇	一八七・〇〇	
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 小前田児玉線
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	大里郡寄居町大字用土字柿林一五六〇番一地先から児玉郡美里町大字猪俣字向原一一六二番地先まで	区 間	九・〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇	一八七・〇〇	
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		
			一一・二〇〇 $\frac{1}{2}$ 一一・二〇〇		

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 幸手久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	久喜市大字野久喜字上宿四〇七番三地先から同市大字野久喜字上宿四〇六番九地先まで		一八・〇〇	一一・七六	自転車歩行者道整備
旧			一一・七五 一七・九三		

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ第二一〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十三日

第二一〇〇五三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字荒田七

九番一、八〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡三芳町大字北永井八四五番地

五七

吉口 裕明

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年六月十一日

指令川建セ第二一〇〇四二二号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十三日

第二一〇〇五二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字山後一四

二八番三、四、五、一四二九番一、二、三、四、町道第一三五七、一三六〇、一三六一号路線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡三芳町大字北永井八四五番地

鶴ヶ島市松ヶ丘一丁目六番五  
株式会社アーバンハウス  
代表取締役 岩野 次光

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

指令東整第二一〇〇二二二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十四日

第二一〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字大塚字小峯五〇八

一

北埼玉郡大和町大字旗井字下谷一

熊建セ第百十八号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴ヶ島市大字藤金八五一―三 デイ  
アナハウス若葉二〇三号  
廣瀬 公威

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年七月九日

指令熊建セ第一五〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十一年七月九日

熊建セ第百十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大和町大字旗井字下谷一

熊建セ第百十八号

熊建セ第百十八号

熊建セ第百十八号

熊建セ第百十八号

三二七―六  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北埼玉郡大利根町大字旗井三八三―  
 五  
 根本 和夫

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第  
 百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年七月九日

指令熊建セ第二〇〇〇五七二号

二 検査済証番号

平成二十一年七月九日

熊建セ第百十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字中八六

五―二、八六五―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字日出安八六―

二

町田 久義

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千四十号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月六日

指令越建セ第二一〇〇三三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月九日

第一一七一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字高柳字島裏八九

八、九〇〇―一、―四、九〇一―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字高柳八八八番地

遠藤 公晴

一

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

一

平成二十一年六月十九日  
 指令越建セ第二〇〇二〇三十一号  
 二 検査済証番号  
 平成二十一年七月九日  
 第一一九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町倉松五丁目一〇二

七、一〇二八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番一五

号

山崎建設株式会社

代表取締役 山崎 勝

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年四月十四日

指令越建セ第二〇〇二〇〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十三日

第一二一一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字柴山枝郷字神ノ

三

埼玉県教委告示第二十四号

木一五五四―八、一五七九―九  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲二七八―一  
 〇  
 岩井 文雄

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年六月十九日

指令越建セ第二一〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十三日

第一二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字河原代字上分七

二―三、七二―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字河原代字上分七

二―二

半谷 悦男

二

一

一

一

一



埼玉県教育委員会定例会を次のとおり  
招集する。

平成二十一年七月十七日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者

平井 信行

一 日時

平成二十一年七月二十三日 午前九  
時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育委員会の権限に属する  
事務の決裁に関する規程の一部を改  
正する訓令について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の委嘱  
及び任命について

ハ その他

正 誤

埼玉県条例第十六号(昭和六十二年三  
月十三日号外第二十五号)中訂正

ページ 段 行

二十一 下 十一

誤 督促額(百円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。)

年十・七五パーセントの割合を

乗じて計算した額とする。

正 督促額(百円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。)

に年十・七五パーセントの割合

を乗じて計算した額とする。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	県 埼玉県審判センターホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)